

2026 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 栄 電 子
代表者名 代表取締役社長 津田 百子
(東証スタンダード・コード 7 5 6 7)
問合せ先
役職・氏名 取締役 大久保雅文
電話 0 3 - 6 3 8 5 - 7 2 4 0

従業員向け株式給付信託の導入に伴う
第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 7 日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2026 年 8 月 25 日
(2) 処分株式の種類および数	普通株式 11,200 株
(3) 処分価額	1 株につき 559 円
(4) 処分総額	6,260,800 円
(5) 処分先	株式会社日本カストディ銀行（信託口）

2. 処分の目的及び理由

当社は、2026 年 3 月 6 日開催の取締役会において、当社の従業員を対象とするインセンティブ・プランとして、「従業員向け株式給付信託制度」（以下「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」という。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」という。）の導入を決議し、公表しております。（本制度の概要につきましては、2026 年 3 月 6 日付「従業員向け株式給付信託の導入に関するお知らせ」をご参照ください。）

本自己株式処分は、本制度導入のため、本信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託口）に対し、第三者割当により自己株式を処分するものです。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式の処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議を行った日（以下、「本取締役会決議日」という）の直前営業日（2026 年 8 月 6 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 559 円といたしました。本取締役会決議日直前の株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的であると考えております。

なお、当該価額は、本取締役会決議日の直前営業日の終値を採用していることおよび本取締役会決議日の直前1ヵ月間(2026年7月7日から2026年8月6日)の終値の平均値である532円(円未満切捨て)からの乖離率は5.08%(小数点以下第3位を四捨五入)、同直前3ヵ月間(2026年5月7日から2026年8月6日)の終値の平均値である539円(円未満切捨て)からの乖離率は3.71%(小数点以下第3位を四捨五入)、同直前6ヵ月間(2026年2月7日から2026年8月6日)の終値の平均値である521円(円未満切捨て)からの乖離率は7.29%(小数点以下第3位を四捨五入)となっていることから、本自己株式の処分における処分価額は、割当予定先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、上記処分価額につきまして、当社監査役全員(3名にて構成、うち2名は社外監査役)は、割当予定先に特に有利な処分価額には該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断は適正である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式の処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

以 上